

令和7年度観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度構築に係るFS調査業務 仕様書

1 事業名

令和7年度観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度構築に係るFS調査業務

2 事業目的

西表島は、数多くの希少種、固有種等が生息する豊かな自然環境を有しており、自然とのふれあいを求める多くの観光客が島を訪れている。竹富町では、島の宝である自然環境を、保全に配慮した持続可能な形で利用し、その恵みを将来世代に渡って引き継いでいくため、フィールドの利用ルール等を定めたエコツーリズム推進法（以下「法」という。）に基づく全体構想と、ガイドに免許取得を義務付ける竹富町観光案内人条例（以下「条例」という。）との連携運用を通じた、適正な観光管理のもとでのエコツーリズムの推進に取り組んでいる。この一環として、令和7年3月から、特に保全に配慮すべき5つのフィールドを対象として、法に基づく立入制限制度（特定自然観光資源）の運用を開始した。以後、特定自然観光資源への入域にあつては、竹富町長の事前承認が必要となった。加えて、特定自然観光資源においてガイド事業を営むことが可能である事業者は、条例に基づき免許を受けたガイド事業者のうち、一定の条件を満たす「登録引率事業者」に限られた。

特定自然観光資源をはじめとした全体構想に基づくルールの運用等により、自然環境保全に配慮した利用の促進が期待される一方で、豊かな自然環境の保全を図り、真に持続可能な利用を実現していくためには、財源の確保に加え、観光に携わるすべての人が島の自然環境、文化等に与える影響に「責任」を持ち、その「責任」を行動として形にしていくための仕組みが求められる。

そこで本業務では、西表島の自然の保護と利用の好循環を生み出す新たな仕組みづくりを目的として、竹富町独自の観光管理の枠組みを活用した観光案内人と責任ある観光客のマッチング制度の構築について、実現可能性を検討するための調査等を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月20日（金）まで

4 提案総額の上限

委託予算の上限は8,986,176円（消費税込）の範囲内とする。但し、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 委託内容

本仕様書が規定する事業委託の範囲は次のとおりとする。なお、発注者側による想定人工数を参考記載するが、企画提案はこれに縛られるものではない。

(1) 募集する企画は、下記の全てに合致する。

- ① ターゲット設定に関する調査（13人日程度を想定）
- ② 観光客のニーズ・行動調査（83人日程度を想定）

- ③ 「責任あるガイド」に関する調査（13 人日程度を想定）
- ④ 西表島 OTA（仮称）の設置可能性の調査及び運用方法の提案（20 人日程度を想定）
- ⑤ 実施内容を加味した事業実施体制の提案
- ⑥ 事業実施スケジュールの提案
- (2) 委託事業全体を総括する担当者 1 名の配置
- (3) 本件に関わる各関係者との連携とその取りまとめ
- (4) 事業完了報告書の作成（13 人日程度を想定）
 - ① 実施内容、整備内容、事業効果とともに、事業全体の報告を取りまとめること。
 - ② 事業に掛かった費用内訳及び支払いやその適正を証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、根拠資料等）を提出すること。
＜例＞外注先企業等からの請求書、外注先企業等への支払証明書、自社人件費の稼働一覧・勤務表など
- (5) その他、事業実施にあたり竹富町と協議の上、事業遂行に必要とされる事業（6 人日程度を想定）

6 企画提案を求める具体的内容

本仕様書で企画提案を求める具体的な内容は次の通りである。

(1) ターゲット設定に関する調査

西表島への来訪を促進すべき観光客を明確化するため、どのような旅の志向を持つ観光客をターゲットとするか、観光客に求める観光行動等を整理等を通じ、具体的なターゲット設定に関する調査を行う。ターゲット設定に関する調査の効果的かつ効率的な進め方について、具体的に提案すること。

(2) 観光客のニーズ・行動調査

ターゲットとする観光客の来訪を促進するため、観光客のニーズ、求める体験価値、タビマエでの情報収集方法、ガイドツアー予約方法等に関する調査を実施する。当該調査の効果的かつ効率的な進め方について、具体的に提案すること。調査手法は、デスクトップリサーチ、ヒアリング調査（観光客 50～60 人程度及び島内ガイド事業者 等 10 名程度を想定）等を想定しているが、必要に応じ調査手法、調査対象等についても提案を行うこと。

(3) 「責任あるガイド」に関する調査

西表島における持続可能な自然体験型観光の推進にあっては、観光案内人が条例に基づく規制事項等を遵守している状態を維持することに加えて、観光客に対するマナー啓発、自然環境に係る簡易的なモニタリング調査、自らが利用する歩道等の簡易な整備活動等にも積極的に貢献している状態を創出していくことが必要不可欠である。今後、これらの自然環境保全活動等に積極的な「責任あるガイド」を増やしていくため、先んじて「責任あるガイド」に求めるべき行動、要件等を整理し、「責任あるガイド」の定義の明確化を図る。当該調査の効果的かつ効率的な進め方について、既存の取組みも踏まえつつ、具体的に提案すること。

(4) 西表島 OTA（仮称）の設置可能性の調査及び運用方法の提案

ガイドツアーの主要販売経路の一つとして、OTA 経由による販売が挙げられる。一方で、ター

ゲットとする観光客を呼び込みつつ、責任あるガイドが催行するツアー販売を促進し、責任あるガイドの活躍を後押しするには、従来の OTA とは異なる運用を検討していく必要がある。そこで、ターゲットの呼び込みと優良ガイドの活躍を後押しし、保全と活用の好循環を生み出す竹富町独自の OTA「西表島 OTA（仮称）」の設置可能性及び具体的な運用方法に係る検討を行う。当該検討について、具体的な検討方針と想定アウトプットを提案すること。検討にあつては、観光客の OTA 利用の実態等に係る調査、(1)～(3)の調査・分析結果の反映、既存 OTA 等に係る情報収集等の実施を想定しているが、必要に応じ検討内容についても提案を行うこと。

(5) 実施内容を加味した事業実施体制の提案

本事業の円滑な実施にあたって必要と想定される、自然環境保全の観点からの観光管理の取り組み等に係る知識、経験、技術等を備えた実施体制を具体的に提案すること。

(6) 事業実施スケジュールの提案

本事業の実施に必要なスケジュールについて、効果的かつ効率的な内容を提案すること。

7 事業費の算出

上記、企画提案を求める具体的内容を踏まえ、「委託事業事務処理マニュアル（経済産業省）」に基づき、事業費の算出を行うことを原則とする。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

ただし、本事業は観光庁によるオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業の交付を受けて行うことを想定していることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び地域における受入環境整備促進事業補助金〈オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業〉交付規程等の関連規定に定めるところに従って、事業を実施すること。

契約時に積算根拠資料の提出を求める場合があるため、これらの規定を熟読のうえ、関係資料の整理を行うこと。

8 委託料の支払

業務完了時の実績報告の提出および検査合格ののち、支払うこととする。

9 注意事項

提案内容については以下の点に留意すること。

- (1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施するものではない。
- (2) 本仕様書に記載のある事業内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 本仕様書記載の事業内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

10 その他

業務の実施にあたっては竹富町と密接な協議の下で取り組むものとする。提出した実施計画書に変更が生じる場合は、その都度、竹富町の承認を得るものとする。他の業務との経理を明確に区分した上で、専用の会計関係帳簿類を整備し、適正に会計処理を行うこと。業務に係る関係書類は、業務の支払いが完了した日が属する会計年度から5年間保存すること。

11 委託契約までの日程

委託事業者の選定及び委託締結については、仮に下記の日程にて実施するものとする。

応 募 締 切 令和7年9月22日（月）12時

企画提案審査 令和7年9月25日（木）

審査結果通知 令和7年9月下旬（予定）

委託契約締結 令和7年10月上旬（予定）

12 問い合わせ先

竹富町役場自然観光課 自然環境係

担当：高橋 優人

〒907-8503 石垣市美崎町11番地1

Tel：0980-83-1306 Fax：0980-82-6199

shizenkankyo@town.taketomi.okinawa.jp